

## 平成28年度 第3回 千葉市社会教育委員会議事録

1 日 時：平成28年5月31日（火）

午前10時00分から午前10時40分まで

2 場 所：千葉ポートサイドタワー 12階 第1会議室

3 出席者：（委員）

西川議長、長澤副議長、小川委員、小椋委員、片桐委員、金田委員、  
上妻委員、高塚委員、田原委員、松波委員、吉井委員  
（事務局）

大崎生涯学習部長、増岡生涯学習振興課長、村田放課後子ども対策担当  
課長、芦田文化財課長補佐、大塚生涯学習振興課長補佐、土肥主査、小  
野主査、田島主査、池上主事

### 4 議 題

（1）平成28年度社会教育関係団体への補助金交付について

（2）その他

### 5 議事の概要

（1）平成28年度社会教育関係団体への補助金交付について

社会教育関係団体への補助金交付の内容について、事務局から説明があり、委員より意見をいただいた。

（2）その他

ア 公民館における指定管理者制度の導入について、これまで審議において提示された意見をとりまとめ、教育委員会へ提出することとした。

イ 10月27日（木）～28日（金）に開催される第58回全国社会教育研究大会千葉大会・第47回関東甲信越静社会教育研究大会について、議長より説明があった。

ウ 次回会議は8月頃に開催することとし、審議・検討・協議情報を取り扱うため、非公開とすることが決定した。

### 6 会議経過

（1）平成28年度社会教育関係団体への補助金交付について

（議 長）事務局より説明をお願いします。

（増岡生涯学習振興課長）資料1をご覧ください。

社会教育関係団体への補助金の交付につきましては、社会教育法第13条において、社会教育委員会議の意見を聞いて行わなければならないと定められていることから、委員のみなさまにご意見を伺うものです。

今年度は、千葉市PTA連絡協議会のPTA研究大会や広報担当者研修会など計6事業に対して140万円、千葉ユネスコ協会の国際理解教育事業に対して2万3千円、千葉県高等学校PTA連合会の第66回全国高等学校PTA連合大会に対して100万円、千葉市郷土芸能保存協会の郷土芸能保護事業に対して34万6千円の補助金を交付したいと考えております。

このうち、千葉県高等学校PTA連合会が行う第66回全国高等学校PTA連

合大会については、一般社団法人全国高等学校PTA連合会が主催し、各県高等学校PTA連合会が主管するもので、今回千葉県で初めて開催されるものです。

全国から高等学校PTAの関係者が一堂に会し、講演会や、事例発表の研究協議等を行うことにより、会員の資質向上及び活動の一層の振興を目指すものであり、本市の社会教育の進展にも大きな貢献が期待できるため、補助金を交付しようとするものでございます。

そのほかの事業は、前年度と同額となっております。

説明は、以上です。

(議 長) ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ありますでしょうか。

(田原委員) 他局所管の団体への補助金の中には削減されているものもあると聞いているが、この補助金が前年度と同額を確保できているのはなぜか。

(増岡生涯学習振興課長) 補助金支出の意義、必要性について十分に説明を尽くしたうえで、予算計上ができたと考えている。

(田原委員) 各部局それぞれの事情があるとは思いますが、できれば補助金は減額することなく、前年維持または増額をするのが望ましいのではないかと思う。

(議 長) 他にご意見もないようなので、これで議題1を終了します。

(2) その他

(議 長) その他の議題について、事務局から説明をお願いします。

(増岡生涯学習振興課長)

第2回社会教育委員会議にて公民館における指定管理者制度の導入について意見を取りまとめましたが、一部修正しました。

まずは「公民館における指定管理者制度の導入について(案)」の表紙をご覧ください。

本文下から2行目の「貴職におかれましては」は「貴委員会におかれましては」に訂正いたしました。

次に2ページ「2 公民館における指定管理者制度の導入に対する意見等について」の「(1) 指定管理者制度の導入に肯定的な意見」をご覧ください。

平成24年度第2回千葉市社会教育委員会議より、他の政令市の趨勢として指定管理者制度が一般化しており、財政再建中の千葉市でも導入せざるを得ないと思うと記載しておりましたが、指定管理者制度が公民館制度の趨勢として一般化している事実はなく、過去の議事録からも確認できなかったため、削除しました。

修正内容は以上です。

(議長) ありがとうございます。平成24年度より審議してまいりました「公民館における指定管理者制度の導入について」はこれで意見をまとめ、本日付けで教育委員会に提出したいと思います。

(議長) 他にご意見等はございますか。

(副議長) 意見のとりまとめについて、本日付けで教育委員会へ提出するということですが、社会教育法第17条第2項において、「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる」と定められております。

この意見を提出する際、教育委員と社会教育委員との意見交換の場を設けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) 教育委員会会議の所管と検討させていただきたい。

(大崎生涯学習部長) 本件意見のとりまとめについては、直近の教育委員会会議で報告をする予定なので、その場であわせて今のご意見も報告します。

(議長) 他にご意見等はございませんか。

(吉井委員) ただいまの副議長のご意見につきまして、教育委員とどのような内容についてお話をしたいと考えているのでしょうか。

(副議長) 公民館における指定管理者制度の導入について、教育委員の生の声を聴きたいと考えています。

(議長) 続きまして、10月27日(木)～28日(金)に開催される第58回全国社会教育研究大会千葉大会・第47回関東甲信越静社会教育研究大会につきまして、社会教育委員の皆さまにも両日ともにご参加いただきたいと思います。大会事務局より正式に依頼が届きましたら、事務局より各委員宛てにお知らせいたしますので、よろしくお願ひします。

(議長) 他になければ、以上で本日の会議を終了します。

(閉会)

問い合わせ先	千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電話	043-245-5953
ファックス	043-245-5992
電子メール	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp